

## 名取市マスコットキャラクター使用要領

### (目的)

第1条 名取市（以下「市」という。）の広報活動を応援する市マスコットキャラクター「カーナくん」（以下「マスコット」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、マスコットを適正に普及させ、もって市のイメージアップを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン マスコットの基本デザイン（別図）及び名取市長（以下「市長」という。）が別に定める展開デザインのことをいう。
- (2) 物品等 マスコットを使用した物品（マスコットを使用したシールを貼付けたもの等を含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）のことをいう。
- (3) 営利 物品等の製造、販売によって金銭等（通貨に準じる形で流通しているものを含む。）の收受を伴う行為をいう。

### (マスコットの権利の所属)

第3条 マスコットに関する一切の権利は市に属する。

### (使用承認の申請)

第4条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ名取市マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号（非営利用）又は様式第1号の2（営利用））に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) マスコットの使用計画がわかる図面等
- (2) 営利目的の場合は、本人確認書類の写し（個人の場合）又は会社概要等の事業内容がわかる資料（法人の場合）
- (3) その他市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 市の機関又は国若しくは地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (5) マスコットを正しい使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他、承認することが不適當と認められる場合

2 前項の承認は、名取市マスコットキャラクター使用承認書（様式第2号（非営利用））又は様式第2号の2（営利用））をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認しない場合は、名取市マスコットキャラクター使用不承認書（様式3号）をもって申請者へ通知する。

4 市長は第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 マスコットの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 マスコットの使用期間は、1年以内とする。

2 前項の使用期間終了後、引き続きマスコットを使用する者は、改めて第4条第1項に定める申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) デザインを改変する場合は、その内容について事前に市長と協議し許可を受けること。
- (3) マスコットのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 第5条第1項の規定により使用承認を受けた権利の譲渡、転貸等はないこと。
- (5) マスコットを含むデザインは商標登録出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等の作成・製造にあたっては、事前に見本を提出し市長の

確認を受けること。ただし、見本の提出が困難な場合は写真を提出すること。

- (7) マスコット使用時には「名取市マスコットキャラクター カーナくん」と表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「名取市 カーナくん」等の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りではない。
- (8) 市長がマスコットの使用状況等について報告又は調査を求めた場合は協力すること。
- (9) その他市長が付した条件に従うこと。

#### (承認内容の変更の申請)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、名取市マスコットキャラクター使用承認変更申請書（様式第4号（非営利用）又は様式第4号の2（営利用））に変更内容が分かる資料を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更の承認は、名取市マスコットキャラクター使用変更承認書（様式第5号）をもって行うものとする。

#### (使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、マスコットの使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、物品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) マスコットの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められる場合
  - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けた場合
  - (3) その他市長が不相当と認めた場合
- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第6号）をもって行うものとする。
  - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認を受けたマスコットを使用してはならない。

#### (申請の取下げ)

第11条 第4条第1項の規定に基づき申請を行った者は、取下げ申請書（様式7号）を市長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げの承認は、取下げ申請承認書（第8号）をもって行うものとする。

(実績報告)

第12条 営利目的で承認を受けた使用者は、その物品等の販売実績について、名取市マスコットキャラクター物品等販売実績報告書(様式第9号)により、承認を受けた使用期間終了後1か月以内に市長に報告するものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占して使用する権利を付与し、使用者、物品等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(免責事項)

第15条 市は、マスコットの使用承認及び使用承認の取り消しに起因する損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者がマスコットの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、マスコットの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

別図 (第2条関係)

